

令和元年六月七日受領
答弁第一九六号

内閣衆質一九八第一九六号

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出各府省の補助金等交付規則制定の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出各府省の補助金等交付規則制定の必要性に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「制定すべき」とする「補助事業等実績報告書の期限や様式、記載事項を定める規則」の具体的
に意味するところが必ずしも明らかではないが、個々の補助事業等の目的や性格は様々であるところ、補助
金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十四条に規定する補助事業
等実績報告書の提出期限や具体の作成方法、様式等については、同条の規定に基づき、これらの目的や性格
に応じて各省各庁の長が定めており、その定めの内容や形式については、個々の補助事業等を所管する各省
各庁の長において適切に判断すべきものであると考えている。